

広報

ほ
くりゅう

2019

5

No.645

やわら保育所・公園整備事業概要 … 2P
北竜町行政ポイント事業がはじまります … 3P
ようこそ北竜へ … 22P
北竜土地改良区 予算等 … 24P
ぼくたちわたしたち将来の夢 … 34P



今月の
表紙

4月5日、真竜小学校入学式
担任の先生に続いて少し緊張した面持の11名の新入生が入場。
在校生や先生方みんなに拍手で出迎えられ、ニコニコと笑顔を見せました。

快適な保育環境で 子育て支援の拠点をめざして

令和2年4月供用開始予定



■(仮称) やわら保育園・公園整備事業概要

保育園ホール完成イメージ

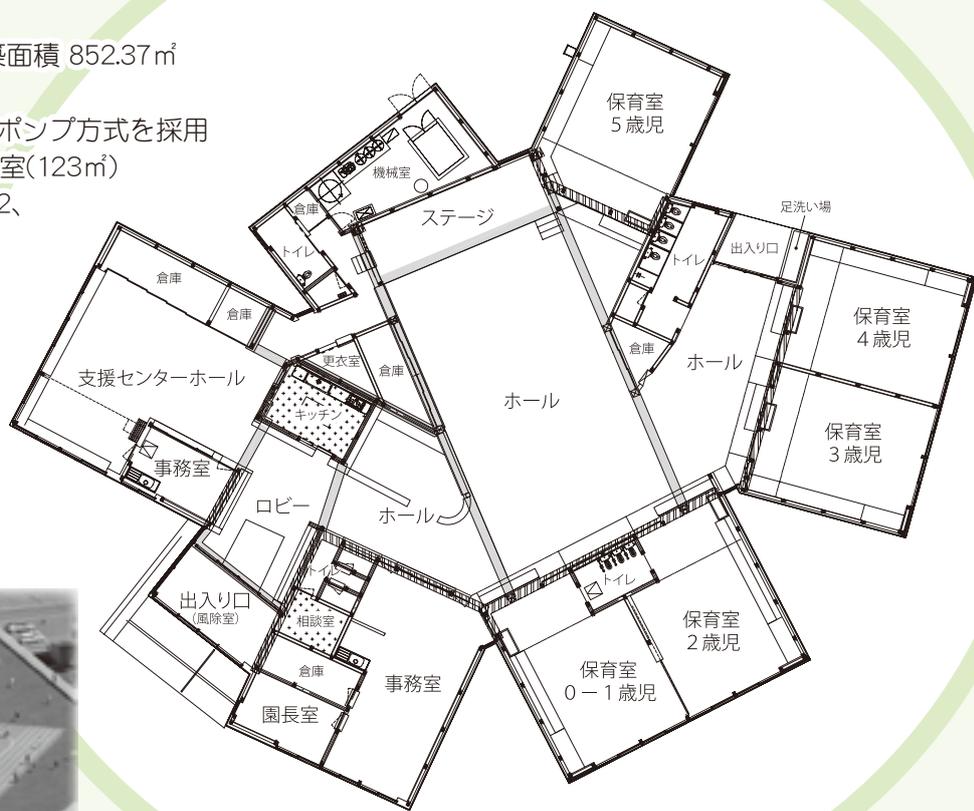
◎工期 令和元年5月着工 12月下旬竣工予定

◎(仮称) やわら保育園施設概要

- ・敷地面積 6,317.10㎡
- ・木造平屋建 延床面積 791.98㎡ 建築面積 852.37㎡
- ・外壁、内壁には町内のカラマツを使用
- ・冷暖房設備は「地中熱利用」のヒートポンプ方式を採用
- ・保育室5室(42㎡～47㎡) 保育ホール1室(123㎡)
- ・その他支援センターホール、事務室×2、トイレ×4、園長室、相談室 他
- ・駐車場50台、グラウンド450㎡、芝生3,500㎡、遊具 他

◎公園施設概要

- ・敷地面積 10,515.51㎡
- ・一本道
約220m(アスファルト舗装予定)、
無花粉シラカバ40本
- ・外灯、防犯カメラ、芝生7,300㎡ 他



保育園平面図



外観完成イメージ

◎事業費 合計 739,212千円 (うち保育園施設整備事業費 660,465千円)

| 名称 | 予算額 | 財源内訳 (単位: 千円) | | | | |
|----------|---------|---------------|-------|---------|--------|--------|
| | | 国庫支出金 | 道支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 保育園新築工事費 | 620,237 | 89,374 | 2,708 | 512,000 | 42,525 | 13,858 |
| 工事監理委託料 | 10,824 | | | | | |
| 備品購入費 | 26,472 | | | | | |
| その他諸経費等 | 2,932 | | | | | |
| 計 | 660,465 | | | | | |

| 名称 | 予算額 | 財源内訳 (単位: 千円) | | | |
|---------|--------|---------------|------|--------|-------|
| | | 国庫支出金 | 道支出金 | 地方債 | その他 |
| 公園整備事業費 | 78,747 | | | 74,800 | 3,947 |

町の事業に参加して 「いなカード」ポイントを貯めよう！！ 北竜町行政ポイント事業がはじまります。

北竜町では、事業への参加促進や地域経済の活性化を図るため、4月から各種検診や介護予防、ボランティア活動など、町が指定する事業に参加された方に対し北竜町専門店会が発行する「いなカード」にポイントを付与する行政ポイント事業を実施いたします。町の事業にたくさん参加してお手持ちのいなカードにポイントを貯めましょう！

●たとえば…

- 検診を受けると … 50ポイント付与
- 講習会に参加すると … 50ポイント付与



●ポイントはどやって加算されるの？

対象となるイベント事業参加時にお手持ちのいなカードを持参ください。お帰りの際にカードにポイントを付与いたします。また、その場でポイントを付与できない事業については「引換券」を発行しますので後日以下のポイント発行機設置場所にお越し下さい。

【ポイント発行機設置場所】

- ・役場 住民課
- ・役場 産業課
- ・教育委員会

1. 子育て

| 事業名 | ポイント |
|-----------|------|
| マタニティークラブ | 50 |
| 妊婦歯科検診 | 50 |
| フッ素塗布 | 50 |
| はこはこベビーズ | 50 |
| 思春期講座 | 50 |

2. 介護予防

| 事業名 | ポイント |
|------------|------|
| スマイル教室 | 50 |
| 介護支援教室 | 50 |
| まる元体操教室 | 50 |
| 認知症サポーター教室 | 50 |
| 介護家族栄養教室 | 50 |

3. 検診

| 事業名 | ポイント |
|-----------|------|
| 人間ドック | 50 |
| 住民検診・特定健診 | 50 |
| レディース検診 | 50 |
| エキノコックス検診 | 100 |

4. 健康増進・保持

| 事業名 | ポイント |
|----------------|------|
| 検診結果相談会 | 50 |
| ヘルシー講座 | 50 |
| 男の料理教室 | 50 |
| 健康ナビ | 50 |
| フットパス | 50 |
| ひまわりオリンピック | 50 |
| 全町女性レクリエーション大会 | 50 |
| 国民健康保険優良世帯表彰 | 100 |

5. こころの健康

| 事業名 | ポイント |
|------------|------|
| メンタルヘルス講演会 | 50 |
| ゲートキーパー講演会 | 50 |
| 家庭教育研究 | 50 |

6. ボランティア活動

| 事業名 | ポイント |
|-----------------|------|
| 支えあいの会 ボランティア活動 | 50 |
| 献血 | 50 |
| 施設慰問 | 50 |
| 子供と高齢者ふれあい事業 | 50 |
| ひまわりの里草取り | 50 |
| フラワーポット設置 | 50 |

7. 人口増加

| 事業名 | ポイント |
|-----|------|
| 転入 | 400 |

8. 生涯学習

| 事業名 | ポイント |
|----------|------|
| ひまわり大学 | 50 |
| 防災訓練参加 | 50 |
| 救命救助教室 | 50 |
| 交通安全町民集会 | 20 |
| 盆踊り大会 | 50 |

※対象事業の内容・ポイント数は予告なく変更となる場合がございます。詳しくは各事業担当課にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：役場産業課商工ひまわり観光・林務係 TEL 3 4 ・ 2 1 1 1

久田清臣氏が 瑞宝双光章を受章

元北竜町収入役として、地方自治に尽力された久田清臣さん（88歳）が、このほど高齢者叙勲の瑞宝双光章を受章し、3月26日に叙勲の伝達が行われました。

久田さんは、昭和25年9月に北竜村役場に臨時採用、昭和26年3月より事務吏員として奉職され、昭和47年からは、議会事務局長、住民課長、総務課長を歴任、昭和54年4月から平成3年4月までの3期12年間は収入役として健全な行財政の確立に多大な貢献をされました。また、詩吟や書をたしなまれ、北竜町文化連盟でも広くご活躍されました。

伝達式は、札幌のご自宅にて行われ、佐野町長が伝達の口上を述べ、久田さんに勲記と勲章が手渡されました。



北竜消防団が 消防庁長官表彰旗を受賞

深川地区消防組合北竜消防団が、平成30年度 消防功労者消防庁長官表彰（優良消防団）の最高位となる表彰旗を受賞しました。

常日頃より町民の生命と財産、安全と安心を守るため、訓練及び防火思想の普及等に努め、災害時には被害の軽減に尽力してきた功績が認められたもので、3月19日には表彰旗を携え、加藤団長、中村副団長、中山分団長が町長室を訪れ「今回の受賞を励みに、より一層邁進したい」と佐野町長に受賞を報告しました。



北竜町ひまわり観光大使 梅原真氏 講演会

3月25日、COCOWA多目的スペースにおいて、本町のロゴマーク「あかるい農法」のデザインを制作していただいた、北竜町ひまわり観光大使の梅原真氏（梅原デザイン事務所代表）をお招きし、これまで手掛けてこられた数々の作品事例を交え「土地の力を引き出すデザイン」と題して講演会が開催されました。

当日は、ゲストに鈴木輝隆氏（立正大学経済学部特任教授）並びに、田口誉氏（隅研吾建築都市設計事務所 設計室長）をお迎えして、講演後には質疑を通じて参加者との意見交流も行われました。



中村利弘氏が 旭日単光章を受章

元北竜町議会議員として、地方自治に尽力された中村利弘さん（88歳）が、このほど高齢者叙勲の旭日単光章を受章し、3月27日に叙勲の伝達が行われました。

中村さんは、昭和50年3月から北竜町議会議員として3期12年にわたり地方自治の振興に多大な貢献をされました。また、昭和47年には「道」俳句会の北竜支部長を務め、雅号「耕人」として句集を発表し、イチイの森には句碑が建立されています。

役場応接室にて行われた伝達式では、佐野町長が伝達の口上を述べ、中村さんに勲記と勲章が手渡されました。



前 和保育所園長 寺垣信良氏 に感謝状を贈呈

今年の3月末を以って和保育所園長を退任された寺垣信良さんに、4月4日、町から感謝状が贈呈されました。

寺垣さんは昭和38年から56年間の永きにわたり和保育所園長を務められ、開かれた保育所として、新しい発想や多彩な行事を取り入れ地域の方々との交流を大切にされながら、園児たちが元気で明るくいいきと成長できる礎を築いてこられました。

当日は、和保育所にて佐野町長から感謝状と記念品が手渡され、永年のご尽力への感謝が述べられました。



交通安全指導員に 感謝状の贈呈

北竜町の交通安全指導員として永きにわたりご尽力いただいた、岩村町内会の松永 毅さん、共栄町内会の中村 尚一さん、西川町内会の藤井 昭男さんが勇退され、永年にわたる功績と今日までのご苦勞に深く感謝の意を表し、3月27日に町長より感謝状が贈呈されました。

松永 毅さんは昭和48年から46年間、中村 尚一さんは平成元年から29年間、藤井昭男さんは平成15年から15年間、北竜町の交通安全の推進及び交通事故防止にご尽力いただきました。

(※松永 毅さんは当日都合により欠席されましたので、後日感謝状が贈呈されました)



集落支援員の寺内さんご夫妻が 動画コンテストにて優秀賞受賞

農林水産省 北海道農政事務所が主催する「受け継ぎたい北海道の食」動画コンテストが開催され、北竜町から集落支援員である寺内さんご夫妻が“元気の源「北海道 黒千石大豆」”と題した作品を応募され見事、優良賞を受賞されました。

3月19日には、寺内さんご夫妻と高田黒千石事業協同組合理事長が町長室を訪れ、佐野町長に受賞の喜びを報告されました。



乙丸聡史さんから 町に絵画2点の寄贈

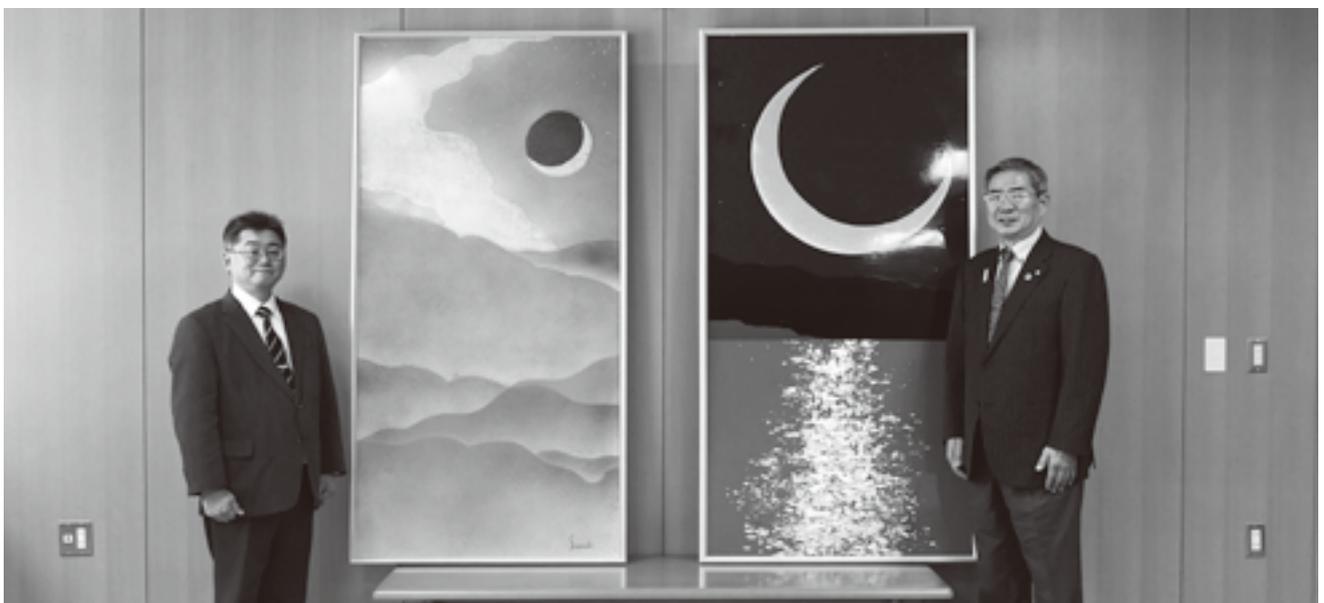
3月末まで北竜中学校教頭を務められていた乙丸聡史さんから、お世話になった北竜町にと、絵画二点が寄贈されました。

3月22日に乙丸さんが作品を携えて来庁され、受け取った町長から「素晴らしい作品をありがとうございます。是非サンフラワーパーク北竜温泉に飾らせていただきます」とお礼が述べられました。

寄贈された「つきあかり」（1991年）、「つきあかりの道」（2005年）の両作品とも、漆塗料を使用して丹精込めて描かれており、“これらの作品を見た方々が、本物の月を見上げた時に、これまでとは違う月の美しさや、周囲を取り巻く自然の存在に気づいていただくと嬉しく思う”との乙丸さんのメッセージが込められています。



▲北竜温泉入館受付正面と、休憩スペースの壁面の2か所に展示されています。お立ち寄りの際は是非ご覧ください。



4月27日～5月6日 第21回お買い物ラリー 開催

雨竜・北竜各道の駅売店で500円以上のお買い物をしてラリーに応募しましょう。
抽選で両駅の特産品SETをGET!

4月27日～5月6日 ちびっこ入浴無料デー 開催



子供入浴料通常250円が3日間無料! (小学生まで)
おじいちゃん・おばあちゃん、お孫さんを誘ってくつろぎませんか

5月12日 母の日感謝デー

女性入浴者先着200名様に粗品をプレゼント。

【サンフラワーパーク北竜温泉 TEL 34-3321】

令和元年度 北竜消防団新体制

4月1日付けで北竜消防団幹部が新体制となりましたのでお知らせします。

○団本部

団長 加藤 宰
副団長 中山成幸【新】

○第1分団

分団長 續木裕己
副分団長 藤井明紀
部長 五十嵐雅弘
班長 高橋孝行
佐藤綾人
吉田 巧
沖野 学
松本和宏

○第2分団

分団長 鶴飼孝志
副分団長 川島史伸
部長 平林和美
班長 山本光也
北清直人
岩倉祥隆
加葉田研
干場 守

佐野町長とのふれあいプロジェクト

5月の町長室開放デーは、27日(月)です。

午前10:00から12:00まで 午後2:00から4:00まで

皆様お気軽に町長室にお越し下さい。

議会だより

北竜町議会 議会構成決まる

議長



ささき やすひろ
佐々木 康宏

副議長



ふじい まさひと
藤井 雅仁

4月1日に改選後初の臨時議会が招集されました。

臨時議長(松永毅議員)による、仮議席の指定、議長の選挙を行い、佐々木康宏議員が議長に当選しました。

その後、佐々木議長により、副議長選挙、議席の指定、常任委員・議会運営委員の選任、各一部事務組合の議員選挙、監査委員の選任、広報特別委員会と北竜町議会災害対策特別委員会の設置、閉会中の所管事務調査について可決し閉会いたしました。

就任のご挨拶

議長 佐々木康宏

何かはじまりを感じる「令和」となり、我が町北竜も春を迎え色々な始まりを迎えようとしています。この度の議会の改選にあたりまして八名の議員が新任期を迎えることとなりました。七名の議員各位におかれましてそれぞれの役割の中です。



個人は「点」組織は「線」です。個人の能力を高めていって、そして太い線にすることで議会の力が発揮されます。皆さんにお願いです、議会への傍聴へ来ていただくことや各団体との意見交換会などを継続的にいながら個を高め、議会としても能力を高めていきたいと考えていますので、皆さまのご意見・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

常任委員会及び議会運営委員会の構成

○総務産業常任委員会

- 委員長 北島 勝美
- 副委員長 尾崎 圭子
- 委員 中村 尚一
- 委員 小松 正美
- 委員 小坂 一行
- 委員 松永 毅
- 委員 藤井 雅仁



北島 委員長

○議会運営委員会

- 委員長 小松 正美
- 副委員長 中村 尚一
- 委員 北島 勝美
- 委員 藤井 雅仁



小松 委員長

一部事務組合
議会議員

- 北空知広域水道企業団 議会議員
- 藤井 雅仁
- 北空知衛生施設組合議会議員
- 北島 勝美
- 北空知圏学校給食組合議会議員
- 尾崎 圭子
- 深川地区消防組合議会議員
- 中村 尚一
- 北空知衛生センター組合 議会議員
- 小松 正美
- 中・北空知廃棄物処理 広域連合議会議員
- 松永 毅

同意

監査委員の選任について

- 議会議員選任
- 小坂 一行



小坂 監査委員

広報特別委員会の設置

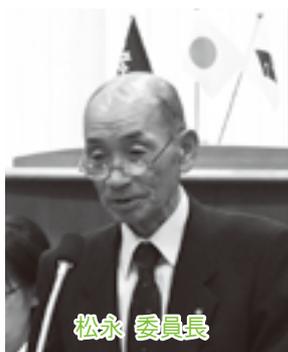
○広報特別委員会

- 委員長 小松 正美
- 副委員長 北島 勝美
- 委員 中村 尚一
- 委員 尾崎 圭子

北竜町議会災害対策特別委員会の設置

○北竜町議会災害対策特別委員会

- 委員長 松永 毅
- 副委員長 小松 正美
- 委員 中村 尚一
- 委員 尾崎 圭子
- 委員 北島 勝美
- 委員 小坂 一行
- 委員 藤井 雅仁
- 委員 佐々木 康宏



松永 委員長

一般質問

3月11日に開会された第1回定例会では、6名の議員から7件の一般質問がありました。



小坂議員

新たなふるさと納税の活用について

小坂議員

ふるさと納税制度の枠組みでの自治体クラウドファンディングは期待できるものが多く、特に補助金に頼らない独自政策の実現や、町のPRなどがあげられる。やみくもな利用は控えるべきだが、財源獲得には有効な手段である。理事者の考えを伺う。

佐野町長

現在、本町のふるさと納税は、観光、産業の振興、教育・子育ての充実、医療・福祉の充実、その他の目的の4事業に対して寄付を頂き、どの事業に活用するかは町の判断となっている。

一方、ガバメントクラウド

ファンディングはふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を運営するトラストバンクのサービスで、用途をより具体的にプロジェクト化し、目標金額を設定し、そのプロジェクトに共感した方から寄付を募る仕組みとなっている。

全国的にも年々募集プロジェクト数が増加してきており、道内でも羽幌町や日高町など14件あり、中には数万円しか集まらなかったものから目標額を大きく上回る寄付が寄せられたものもあり、本町においても、貴重な財源として、活用に向けた検討を進めて参りたい。



北島議員

施設建設事業における地方債等の起債の考え方について

北島議員

近年、多額の予算を投じた建設事業が多い中、31年度からの10か年計画には保育所新設を筆頭に公民館や役場庁舎、公営住宅、米糶集荷施設、小中学校等の新築・改修も見込まれており、国の補助事業採択要件も厳しさを増す中、過疎債等の借金への依存が顕著になっている。基金等の積み上げも不十分であり今後、償還金圧縮が急務と思うが理事者の考えを伺いたい。

佐野町長

町保有施設の多くが老朽化による改修・更新時期を迎えており、国庫補助や交付税措置のある有利な地方債を活用するとともに、元利償還金の一部を減債基金に積み立てるなどし、町民の将来負担に最大限配慮してきた。今後、普通交付税の減少や公債費の増

加など厳しい財政状況が見込まれるが、平成31年度よりスタートする北竜町総合計画ではそれらに最大限配慮した計画となっており、公共施設の統廃合による総量の削減、再配置、効率的かつ効果的な老朽化対策を推進し、持続可能な町民サービスの提供に努めていきたい。

北島議員

近年の起債の多くは過疎債であり、元利償還金の70%が償還年ごとに交付税措置されるメリットはあるが、30%は町費による借金であり、高額な建設費を精査し抑制すれば起債額も低減され財政的にも余裕ができると考える。

佐野町長

現在、福祉や教育に関することは殆どが過疎債を利用しているが、30%部分は後年負担にならないよう減債基金に

積んでいる。過疎債は時限立法であり、いつまで続くかは分からないが、町が抱える課題解決の為に一番有利な起債であると思っている。保育所の建設についても同様に考えている。

北島議員

10か年計画では最終的に財政の帳尻が合っていてよく仕上がっているが、年々、各種基金額は減少し起債額が増加している現状で、町が持つ7つの特別会計への一般財源からの繰入金や指定管理委託料の増加、振興公社への補填など現実的には不安要素が多い。今は、町民が意図していない



小松議員

北竜町に残る映像・文献の保存について

小松議員

町で保有する過去の写真等はそのように保管されているのか。また、町民が処分する、あ

高額な造成計画より突発的な災害等にも即時対応できるような財源作りが必要と考える。

佐野町長

町長就任以来、公約に沿って進めてきた。保育所建設もその一環であり財政的見通しがあつての事。過去にも町民の負託に応えるべく、財政の厳しい時期に突発的な事業を行なうなど、過疎債を様々な分野で利用し町民負担の軽減を図りながら町づくりを行なってきた事も理解していただきたい。

北島議員

今以上に民意に寄り添った事業推進に努めて頂きたい。

佐野町長

1点目の質問について、町における「文書管理」は、北竜町処務規程に基づき、各課で作成された文書等、事業ごとに簿冊により管理され、保存期間（永久、10年、5年、1年）により保存されている。特に町史編纂、広報ほくりゅうに使用された文書や写真は「永久」に保存されることとなり、今後とも、適正な文書管理に努めたい。

2点目については、町民より貴重な資料のご寄付を頂き、郷土資料館等で展示させていただいているところである。

図書館においては、北竜町開拓100年記念行事（平成3年）、文化祭等の映像を保管している。これらの貴重な資料については、後世に継承することが大切であり、今後資料の収集と保存に努めたい。

更に、町民の皆さんが所有している写真、映像、録音テープや文献については、歴史的に振り返る貴重な資料となり得るのか調査・確認し、対応していきたい。また、個人

情報を含む資料については、個人情報保護法や北竜町個人情報保護条例にのっとり、自治体で管理することが適正なのか、否かを判断することが必要であると考えている。



松永議員

新保育所の建設対応について

松永議員

昨年末の行政懇談会や年明けの保育所建設にあたっての2度の説明会でも隣接される公園も含め多くの批判が寄せられたと思うが、町民の理解を得るためにどのような説明努力をしてきたのか。また、この建物の保証期間や事故等があった時の責任の所在はどこにあるのか伺いたい。

佐野町長

以前から必要性を説明してきたが、説明会等では色々な意見を頂いた。賛否を含め十



メーカーの保証期間、建物が2年となっている。

南波企画振興課長

11月、12月に行った町行政懇談会で保育所2件、公園1件の質疑、意見があり返答した。

松永議員

基本設計当初から、豪雪地に不適切なデザインについて指摘してきたが、どう対応するのか。また新保育所の名称を「和保育所」から広域的な



佐光議員

冬でも快適に過ごせる町を目指して

佐光議員

今回は、町民であれば誰でもが恩恵を受けられ、他の町にもない除雪対策を願う。

当地域は永久に雪が降る町であり、いかにこの雪を克服するか、住民の悩みである家の門戸通路だけでも支援策で解消し、冬期間でも快適に過ごせる町を目指して頂きたい。

「北竜保育所」に変更すべきと考える。

高橋副町長

屋根は無落雪設計ではあるが景観上、適時除雪を行い、窓についても常時視界が取れるよう対処していく予定。

佐野町長

名称の変更は現時点考えていない。

松永議員

今後、他の方から要望があれば柔軟に対応して頂きたい。

そのことによって、町のイメージアップはもちろん、住民の安全・安心な生活が図られ、移住・定住等の促進、転出防止にも繋がると考える。

支援方法は、起債（過疎ソフト）対象になるので、70%は国の地方交付税の対象となり、残り30%は公平性からも自己負担にすることによって、町

費なしで行える。このことによって、冬期雇用や事故防止等にも繋がるだけに是非、実現に向けて取り組んで頂きたい。

佐野町長

北国の冬の生活を快適に過ごすために、除雪等の支援策を講じることが最も大切なことと考える。また、町づくりのイメージアップにつながり、移住・定住、転出防止にも繋がるものと考えている。かかる費用は、過疎ソフト事業として70%は国の負担、30%は自己負担で全世帯を対象とするということであるが、それぞれ住環境が異なることや住民に対しての公平感が得られるか等、課題が多く、今後、役場内の関係する課で横断的に検討して参りたい。

なお、新年度では高齢者世帯等除雪費助成事業において、年齢要件を70歳から65歳に引き下げ、1シーズンの除雪委託費1/2、2万円を上限に拡大するよう予算計上しており、そのことについてもご理解をいただきたい。





藤井議員

ひまわりの里の 施設について

藤井議員

ひまわりの里の展望台については今年度、老朽化により解体して今後、新設される訳だが、一年間は展望台が無くなることになり、観光客の多くが利用を楽しみに行っている大変重要な施設である。何とか今年一年、応急処置をして対応できないか再度検討して頂きたい。出来ない場合、仮設足場などで展望台を設置することも必要と考えるが理事者の考えを伺いたい。

佐野町長

現在の展望台は平成18年に建設され、10年以上が経過し老朽化が著しく、都度修繕を行っていた。また、高さがひまわりを見るには高すぎる、車いすでの利用ができない、階段が一箇所混雑し危険である等から、平成31年度において、外部の有識者等を

招き、町民やひまわりの里に

関する方が参加する検討委員会を立ち上げ、施設面や経営面も含めた「ひまわりの里基本計画」の策定を行いたいと考えている。

その計画の中で、新しい展望台はどうあるべきか検討を行い、平成32年度に新しい展望台の建設を行いたいと考えており、平成31年度については展望台解体後、更地とし、仮設足場による展望台の設置等は考えていないので、ご理解いただきたい。

藤井議員

新しく計画される展望台に期待したい。

次に里の浄化槽工事についてだが、タンク製造も含めて工期が四ヶ月という事だが、現在、タンク上部のコンクリートの上ではテントが張られ休憩場・喫煙場として利用し

ているが、タンクをトイレと切断して、内部汲み取り、水張りをして、里のオープン中上部を利用するか、また、オープン前に解体する場合にはテントを張る場所をどのように考えているか伺いたい。

細川産業課長

工期については、解体を含めて考えているが、ひまわりまつり終了後、解体するという事も十分に考えて協議していきたい。



藤井議員

碧水地区の4町内会 合併による施設について

藤井議員

少子高齢化による人口減により、四町内会が多面的に連携する為に合併される。

この度その準備として、碧水高齢者コミュニティセンター改修工事が、15,581千円で計画されている。四町内会で協議がされ、拠点となる施設を決定された事と思う



が、今までには無い大規模な合併であるので、改修のみでは無く、スペースの面から、増築が必要と考えるが、理事者の考えを伺いたい。

また、距離のある四町内会の合併であるので、車で通う方が大変多く、駐車場のスペースも狭いのではないかと考える。神社横の民有地を購入

し、町有駐車場とすべきと考えるが、理事者の考えを伺いたい。

佐野町長

来年1月1日に合併を予定している碧水、岩村、古作、共栄の四町内会の合併準備委員会より、昨年九月に高齢者コミュニティセンター改修の要望を頂き、企画振興課と地域役員が、現地にて具体的な改修内容について打ち合わせし、新年度予算にて改修工事を計上させていただいた。

合併準備委員会からは増築では無く、高齢化対応のバリアフリー化、防寒断熱対策、和室・研修室の内部改修等となっており、施設の今後の利用を鑑み、要望されたものと考えている。駐車場を含む外構工事については、合併後の使用状況から判断し、地域と協議して参りたい。

藤井議員

次に地域には大きな建物・敷地の碧水生きがいセンターがあるが、改修等によりもつと利用しやすい施設として利用する検討はされたのか伺いたい。

高橋副町長

行政からは碧水生きがいセンターの利用はできないか提案した所だが、合併委員会、地域より、街中の高齢者コミュニティセンターを改修して利用したい意見を聞いている。

中村総務課長

併せて、増築の話もさせて頂いている。3月1日現在で、四町内会合併で三百六十四人となり、和本町よりも大きな町内会になる。しかし、老人会、婦人会等に分かれて集まり、町内会の人が一週に集まることは無いとの事である。



今年4月より新たな議会の体制で今後4年間の町政を進めることとなります。この議員コラムも全議員が持ち回りでコメントを書くことになり、それぞれの考え、個性が反映されることと思います。毎月の議員がどんなコメントを書くのか、楽しみに読んで頂きたいと思えます。

4月1日に新たな元号「令和」が発表されました。令和に込められた意味をそれぞれの人があらゆる視点から解釈されていますが、これから私達国民がその真の意味を創り上げて行くものと思っています。何よりも平和で、日本人であることに喜びを感じられる。そんな世になることを願っています。
(小松正美)

議員の賛否の公表

(北竜町議会では予算議会における議員の賛否を公表することとしています。)

平成31年第1回定例会 (会期：3月11日～19日)

○：賛成 △：意見を付与して賛成 □：修正を求め賛成 ×：反対 -：議長の為賛否無し

| ▽議案名 | 北島 | 藤井 | 小松 | 佐光 | 小坂 | 松永 | 山本 | 佐々木 |
|---|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 専決処分の承認を求めることについて 〔平成30年度北竜町一般会計補正予算(第7号)について〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 専決処分の承認を求めることについて 〔北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 北竜町表彰条例に基づく表彰について(5名) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 町道の路線廃止について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 町道の路線認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 都市と農村交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 北竜町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 北竜町災害対策本部条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 平成30年度北竜町一般会計補正予算(第8号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 平成30年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 平成30年度北竜町町立診療所事業特別会計補正予算(第4号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 平成30年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 平成30年度北竜町介護保険特別会計補正予算(第4号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 平成30年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第5号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 平成30年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算(第5号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 平成30年度北竜町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 平成30年度北竜町一般会計補正予算(第9号)について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 本会議における質疑の件数 | 質疑3件 | 質疑0件 | 質疑0件 | 質疑0件 | 質疑0件 | 質疑0件 | 質疑0件 | - |

次ページに続く

平成31年予算審査特別委員会（3月14日～15日）

※予算と決算は特別委員会にて審議します

○：賛成 △：意見を付与して賛成 □：修正を求め賛成 ×：反対 -：委員長の為賛否無し

| ▽委員会付託案件 | 北島 | 藤井 | 小松 | 佐光 | 小坂 | 松永 | 山本 | 佐々木 |
|---------------------------------------|----------|----------|-----------|----------|----------|-----------|----|----------|
| 北竜町総合計画について | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 北竜町森林環境基金条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 北竜町奨学資金貸付基金条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 職員の給与に関する条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 公の施設に係る指定管理者の指定について〔北竜町老人福祉センター〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 公の施設に係る指定管理者の指定について〔北竜町老人憩の家〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 公の施設に係る指定管理者の指定について〔北竜町農畜産物直売施設〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 平成31年度北竜町一般会計予算について | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | - | △ |
| 平成31年度北竜町国民健康保険特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 平成31年度北竜町立診療所事業特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 平成31年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 平成31年度北竜町介護保険特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 平成31年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 平成31年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 平成31年度北竜町簡易水道事業会計予算について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 予算審査特別委員会における質疑の件数 | 質疑 5件 | 質疑 5件 | 質疑 13件 | 質疑 2件 | 質疑 7件 | 質疑 11件 | - | 質疑 3件 |

○予算審査特別委員会における議員質疑（意見付与・修正を求めた質疑）

| 質 疑 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|--|
| <p>・町内会への活動支援について</p> <p>人口減少、高齢化により各町内会の運営に苦慮している状況であり、特に冬期間の除排雪に係る経費負担が大きい。各町内会にあるコミュニティーセンターや高齢者住宅駐車場など町の公共施設の除雪費用を住民負担+町予算化という考え方を問う。</p> | <p>コミュニティーセンターの除雪においては各町内会の管理で行ってもらっている状況である。現在、総務課で各町内会の会計状況、会費等を調査している。町内会における除雪費用の割合が大きいということで、今後、町の除雪体系なども考慮しながら検討していきたい。</p> |
| <p>・公園整備事業について</p> <p>新保育所と共に整備する公園については、近隣には住宅があり、花粉や落ち葉の問題もある。また、人口減少問題もとらえた保育所建設政策の一面からも、まず必要な事業ということで住宅用地にしていく事も一つの方向性とするが理事者の考えを問う。</p> | <p>今後、高齢者の方々が増え、高齢者住宅へ入居する等によって空き家や空き地が増えていくことが予想される。現在、市街地においても空き家や空き地があり、分譲地を設けても売れ残ってしまうことを危惧しており、現状は空き家や空き地を改修してもらい移住・定住に対応していった後に分譲地の検討をしていきたい。</p> |
| <p>・ひまわりの里基本計画策定委託料について</p> <p>町の考え方を明確に示した基本設計を策定し、パブリックコメントもしくは町民説明会等を経て町民意見を反映した実施計画を策定していただきたい。</p> | <p>4月下旬より検討委員会を立ち上げ、4～5回程度会議を行う予定で進めたいと考えている。委員については観光協会や売店組合、青年部等の関係者になっていただき、町民からも意見を取り込めるような形で行って進めたいと考えている。</p> |

5月7日から

無料歯科健診はじめます



《北竜町成人歯科健診》

- 対象者：20歳以上の町民の方どなたでも！
- 内容：むし歯、歯周病のチェック（精密検査や治療が必要かを診査します）
歯石の付着具合やかみ合わせなどのチェック、
その他歯科相談、歯磨きや入れ歯の手入れなどのアドバイス
- 助成回数：令和元年度内に、1回のみ無料で受けられます。
- 実施日：令和元年5月7日～令和2年3月31日の診療日（予約制）
- 健診機関：北竜町立歯科診療所（Tel. 34-2656）
- 持参品：健康保険証
- 申込み方法：直接歯科診療所にお電話でお申込み下さい。

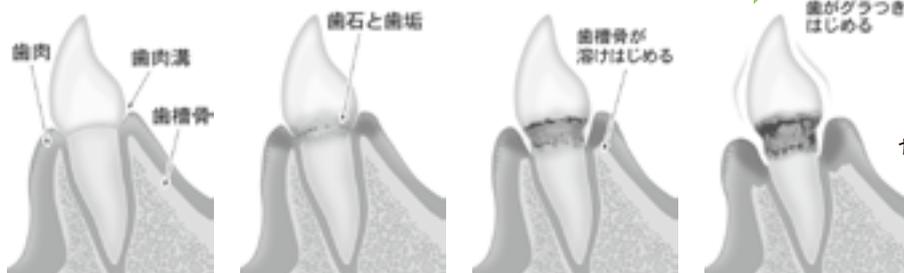


受けに来てね～

「しばらく歯医者に行っていないなあ～」というみなさん！

症状がないままに、むし歯や歯周病は進んでいきます。健康な歯は毎日あなたを支えている大切な財産です。今年から歯科健診は無料で受けられますので、むし歯や歯ぐきのチェックに行き、早めに歯周病対策を始めましょう！

歯周病の進行



歯の喪失！

歯が抜けてしっかり噛めなくなって辛いわ～

ちゃんと歯科健診行っていれば...



歯周病とは

ほとんどの日本人が保菌している歯周病菌によって歯ぐきが炎症し、やがては歯を支えている骨を溶かし歯が抜け落ちる病気です。歯だけではなく、歯周病は慢性的な炎症物質が全身の健康に影響する怖い病気ですが、歯がぐらぐらになるまで自覚症状はほとんどありません。

症状が進めば治療や診療費用も膨大に、さらに糖尿病などの生活習慣病も悪化させてしまいます。定期的な歯科健診を受け、早めに歯周病対策を始めましょう。

お子さんのフッ素塗布と一緒に、パパママも歯科健診♪

1歳から就学前のお子さんは、同じく町立歯科診療所でフッ素塗布が無料で受けられます（年2回まで）。お子さんだけでなく、保護者の方も歯科健診を受け、大人になっても歯を大切にする姿を見せてあげてください。



【問い合わせ先：役場保健指導係 Tel.34-2111】

お知らせ

今月の行政相談

毎日の暮らしの中で行政が行っている年金、道路、河川、窓口サービス等に対する、不満や苦情又は要望や意見などを受付ていきます。

相談は無料で口頭、電話、手紙での相談はいつでも受付ていきます。

今月の定例相談日

5月20日(月)

午後1時30分～3時30分

場所 老人福祉センター

行政相談委員

長谷川 秀幸

TEL 34・2611

※平成31年4月1日、総務大臣から委嘱され、長谷川 秀幸さんが行政相談員に再任されました。任期は2年間です。

心配ごと相談

民生委員児童委員・人権擁護委員による心配ごと相談を次の日程により開催いたします。

日時 6月3日(月)

午後1時30分～3時30分

場所

老人福祉センター

担当者

民生委員児童委員

辻委員・伊藤委員

人権擁護委員

担当人権擁護委員



改元に関するお知らせ

町から發送する文書にいついては、従来から原則として元号を使用しています。「元号を改める政令」により2019年5月1日から新元号が施行され、同日以後に町から發送する「文書」については、原則として新元号を用いることとしています。

ただし、5月1日以前に町から發送した文書などのうち、将来の年度及び日付を表記する場合などは「平成」で表記しているものもあり、「平成」で表記した日付につきましては、法律上の効果は何ら変わることはありませんので、新元号の応当日に読み替えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。



休日当番医

| 月日 | 医療機関名 | 医療機関名(歯科) ※診療時間は9時～12時 |
|-------------|---|-------------------------------|
| 5/1 (水) | 深川市立病院 TEL 22-1101 | 田中歯科医院 TEL 0124-22-8700 |
| 5/2 (木) | 深川市立病院 TEL 22-1101 | |
| 5/3 (金) | 深川市立病院 TEL 22-1101 | 幡歯科医院 TEL 0125-52-3348 |
| 5/4 (土) | 深川市立病院 TEL 22-1101 | たなか歯科医院 TEL 23-5545 |
| 5/5 (日) | 深川市立病院 TEL 22-1101 | ひらやま歯科 TEL 0125-72-2323 |
| 5/6 (月) | 深川市立病院 TEL 22-1101 | 中澤歯科整形外科医院 TEL 22-6382 |
| 5/12 (日) | 深川市立病院 (担当医・代田 剛) TEL 22-1101 | あい歯科クリニック TEL 0125-22-8500 |
| 5/19 (日) | 深川市立病院 (担当医・みきた整形外科クリニック 院長 三木田 光) TEL 22-1101 | 長谷川歯科医院 TEL 0125-32-3043 |
| 5/26 (日) | 深川市立病院 (担当医・児島医院院長 児島 俊一) TEL 22-1101 | 扇町歯科医院 TEL 0125-24-3300 |

■ 夜間急病テレホンセンター TEL 22-4100

※急病のため夜間・深夜・土曜日の午後から診療を受ける場合は、夜間急病テレホンセンターに電話をしてから受診してください。

ちびっこひろば

○日時 5月15日(水) 10:00～11:30

場所 すこやかセンター

内容 ほっぷすてっぷじゃんぷ

○日時 5月29日(水) 10:00～11:30

場所 和保育所内 支援センター室

内容 トイレットトレーニング、しつけについて

ピカピカキッズ

○日時 5月10日(金) 10:00～11:30

場所 すこやかセンター

内容 キッズリトミック

北竜町地域子育て支援センター

TEL 34-3677

ひまわりパークゴルフ場 年会費受付

パークゴルフの季節が到来しました。シーズン中にプレーをたくさん楽しむ方には、お得な年会費登録をお勧めします。

お申込み受付は、ひまわりパークゴルフ場管理棟(〒34-3600)で行っております。尚、証明写真は不要です。

■パークゴルフ場使用料金

(中学生以下はすべて半額)
年会費券 12,000円
大人1日券 400円
用具貸出料(1セット) 200円

5月の保健行事

すこやかセンター親子自由開放

16日(木)
10:00~16:00
すこやかセンター



健康相談

29日(水)
10:00~11:00
すこやかセンター
13:30~14:30
碧水地域支え合いセンター

障がい者相談員のお知らせ

障がい者相談員は、障がいを持つ方の様々な相談に応じ、より豊かな生活を送るのに必要な援助を行うために各市町村に設置されています。北竜町の相談員は次のとおりです。

■身体障がい者相談員

山下好晴さん(三谷)

■知的障がい者相談員

藤谷隆紀さん(和本町)

リサイクル品を 抽選販売

北空知衛生センター組合では、再利用可能なものを簡易修繕清掃し、リサイクル品として抽選販売します。

販売価格 200円

抽選申込

日時 6月11日~6月17日

午前9時~午後4時

場所 北空知衛生センター

・品物はリサイクルプラザ2階に展示、展示場で所定の用紙に記入して申込ください。
(※郵送や電話申込不可)

・申し込みの際、本人確認を行います。運転免許証や保険証などをご持参ください。

抽選 6月18日(火)

午前10時30分

通知

購入決定文書を6月21日以降に郵送します。

品物の引き渡し日

6月30日(日)午前9時~正午
代金を支払い、各自で搬出。

問い合わせ先

北空知衛生センター
TEL 23・3584

消費税軽減税率制度 説明会のお知らせ

10月からの消費税改正に伴い、次の内容で「事業者向け説明会」を開催します。

①消費税軽減税率制度の概要について

②飲食料品の軽減税率の適用について

③帳簿・請求書・レシート等の記載方法について

④レジ改修(買い替え含む)・システム改修に伴う補助金制度について

⑤レジ改修(買い替え含む)・システム改修に伴う補助金制度について

⑥レジ改修(買い替え含む)・システム改修に伴う補助金制度について

⑦レジ改修(買い替え含む)・システム改修に伴う補助金制度について

【第1回説明会】

日時 5月10日(金)

午後4時

場所 商業活性化施設ココロ
多目的スペース

【第2回説明会】

日時 5月22日(水)

午後4時

場所 サンフラワーパーク
北竜温泉2階多目的ホール

申し込み先 北竜町商会

問い合わせ先

TEL 34・2011

令和元年度調理師試験

試験期日 8月21日(水)

午後1時30分~午後4時

試験地 滝川市

願書受付期間

5月13日(月)~24日(金)

受験資格

義務教育を受けた者で、多数人に対して飲食物を提供する学校・病院等の施設または、食品衛生法施行令第35条第1号の飲食店営業、第14号の魚介類販売業若しくは第32号のそうざい製造業において令和元年5月24日までに2年以上調理の業務に従事した者

提出書類

・調理師試験受験願書

・調理師試験受験者整理カード

・入力通知書

受験手数料 6,900円

合格発表 10月10日(木)
(北海道収入証紙)

願書配布・提出

願書配布・提出

問い合わせ先

深川保健所

TEL 22・1421



自動車税は5月31日が納期限です

自動車税は4月1日現在の登録に基づいて課税され、納税通知書が5月8日に発送されます。使用しない自動車は登録を抹消してください。

次の場合は手続きが必要です。

- 住所が変わったとき
↓空知総合振興局及び運輸支局で変更手続きを
 - 自動車を売買したとき
↓運輸支局で移転登録を
 - 自動車を廃車にしたとき
↓運輸支局で抹消登録を
- 各種登録手続きについては、北海道運輸局ホームページ (<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>) をご覧ください。

次の場合は、深川道税事務所までお問い合わせください。

- ①納税通知書が届かないとき
- ②やむを得ず納期限までに一括納付が困難なとき

問い合わせ先

深川道税事務所
TEL 23・3578

北空知の情報をみんなで発信

北空知地域情報ポータルサイト「深ナビ」が、SNSや民間のブログサービスと連携し、地域の情報により密着したポータルサイトとして昨年12月にリニューアルしました。

会員登録することで【会員ブログ】または、地域の企業や団体・サークルなどのホームページやSNS、民間のブログサービスを利用した【地域情報】として、情報発信することができます。

会員登録

深ナビホームページから登録できます。登録できる方は、北空知管内に居住もしくは通勤・通学している15歳以上の方、又は北空知管内所在の企業や団体・サークルなどです。

深ナビホームページ
<https://www.fukanavi.com>

問い合わせ先

深川市役所
総務課情報システム係
TEL 26・2711

外国人労働者問題 啓発月間

6月は外国人労働者問題啓発月間です。外国人を雇用する際は「ルールを守って」適正に行いましょう。

- ①雇い入れる前に、就労が認められるか留資格を確認してください。
- ②外国人の雇い入れと離職は、必ずハローワークに届け出てください。
- ③労働保険・社会保険などの加入をはじめ適正な雇用管理を行ってください。

問い合わせ先

ハローワーク深川
TEL 23・2148

まちの動き

4月1日現在 (前月比)

世帯数 835世帯(+2)

人口 1,840人(-15)

男 878人(-2)

女 962人(-13)

(外国人含)



赤信号 渡った後ろに子供の目

5月11日から20日までの間、春の全国交通安全運動が実施されます。

●子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

・通園通学する子どもたちを交通事故から守ろう。
・高齢者が安心して外出できる安全な社会を作ろう。

●自転車の安全利用の推進

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを行く
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

●飲酒運転の根絶

北竜町の事件・事故の発生状況 (3月末現在)

犯罪の発生件数

| | 事務所荒らし | 倉庫荒らし | 空き巣 | 車上狙い | その他 | 合計 |
|-------|--------|-------|-----|------|-----|----|
| 2019年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2018年 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |

交通事故の発生件数

| | 人身事故 | 物損事故 |
|-------|------|------|
| 2019年 | 0 | 23 |
| 2018年 | 1 | 55 |

町民が町外で第1当事者となった人身事故件数

| | |
|-------|---|
| 2019年 | 0 |
| 2018年 | 0 |

わが家のひまわり

高田 竜誠 くん
りゅうせい

平成30年4月1日生まれ



父 高田 昌幸 さん
母 さやか さん

ぼくはパパとママと、
おにいちゃんといっしょがすきです。
(通訳母)

戸籍の窓口

■お誕生おめでとう

和本町 舟橋 颯兎 くん
はやと (3月22日)

惇さん・彩乃さん

和本町 平林 蒼真 くん
そうま (4月2日)

宏樹さん・さつきさん

■お悔やみ申し上げます

和本町 高田 和恵 氏 77歳
(3月19日)

碧水 竹内 久美 氏 89歳
(3月20日)

ご厚志

ありがとうございます

生前のお礼として

社会福祉協議会へ

板谷 渡邊 俊成 様

和本町 高田 義勝 様

碧水 竹内 範行 様

寄付

永楽園へ

秩父別町 岡内 義明 様

春夏秋冬

万象のころざすもの芽組む村

山本玲子

外の国の招かぬ客や黄砂降る

阿部れい子

同期ゆえ弱音本音の花菫

吉尾広子

雪眼鏡自分さがしの一人旅

山岸正俊

雪解光雄姿現す開拓碑

山下好晴

正夢で夫に逢いたき朝寝かな

佐光久美子

修行僧眉のあたりに花吹雪

杉本隆文

草花の芽に合いたくて散歩する

高田紀子



政府統計

2019年 工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は2019年6月1日です。

調査票へのご回答を
お願いいたします。

経済産業省・北海道・北竜町





畜犬登録と 狂犬病予防注射



生後91日以上の子犬を所有されている方は、畜犬登録が必要です。また、狂犬病予防注射を毎年1回受けなければなりません。町では、本年度も下表のとおり狂犬病予防注射の集合接種を実施しますので、最寄りの会場で予防注射をお受けください。

なお未登録の犬を所有されている方は、住民課窓口で事前に登録申請するか、予防注射の会場で申し出てください。

※死亡した犬がいる場合についてもご連絡ください。

| 月日 | 時間 | 場所 | 月日 | 時間 | 場所 |
|------------------|-------------|------------|------------------|-------------|-------------|
| 5月 14日 (火) | 9:00～9:15 | 美葉牛研修センター前 | 5月 14日 (火) | 10:55～11:00 | 川瀬崇宅前 |
| | 9:25～9:40 | 岩村コミセン前 | | 11:05～11:15 | 老人憩いの家前 |
| | 9:45～9:55 | 古作会館前 | | 11:20～11:30 | 和コミセン前 |
| | 10:00～10:10 | ひまわり青年会館前 | | 13:10～13:15 | 田中扶宅前 |
| | 10:15～10:20 | 西川コミセン前 | | 13:20～13:25 | 三谷コミセン前 |
| | 10:25～10:30 | 澤田隆司宅前 | | 13:30～13:45 | 旧瑞穂会館前 |
| | 10:35～10:45 | 板谷コミセン前 | | 13:50～14:10 | 農村環境改善センター前 |
| | 10:50～10:55 | 宮井敏光宅前 | | | |

■登録料 1頭 3,000円 ■予防注射料（注射済票含む）1頭 3,110円

問い合わせ先：住民課町民生活係 TEL 34-2111

ヘルプマークをご存知ですか？

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、発達障がいの方、妊娠初期の方、難病の方など援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

●ヘルプマークを持っている方を見かけたら支援・援助など思いやりのある行動をお願いいたします。

●ヘルプマークが必要な方は役場住民課窓口にて配布しております。詳しくは役場住民課福祉係（TEL 34-2111）までお問合せ下さい。



北竜町住宅用 太陽光発電システム設置補助金の 令和元年度分の受付を開始します

北竜町では「太陽を味方につけたまち」として、住宅に太陽光発電システムを設置する場合、その費用の一部を助成する制度があります。

○補助金額

・1kwあたり7万円（上限21万円）

○申込方法

交付要綱（建設課にあります。町のホームページでも入手できます）をご覧ください、必要書類を役場建設課に提出願います。

○申込期間（令和元年度）

令和元年5月7日から12月20日まで

※町のホームページで、町内での過去の発電実績を公表していますので是非ご覧ください。



問い合わせ先：建設課建築住宅係 TEL 34-2111

国民年金
こくみんねんきん

国民年金保険料は 前納支払いがお得です!!

令和元年度の国民年金保険料は、1ヶ月16,410円です。

この保険料をまとめて現金払いする事により割引があります。また、口座振替の場合は、当月分をその月の末日までに支払う【早割】や6ヵ月・1年・2年前納などの割引制度があります。

《令和元年度国民年金保険料の現金納付と口座振替の比較》

| | 1ヶ月分 | | 6ヶ月分 | | 1年度分 | |
|----------|---------|-------------|---------|--------|----------|--------|
| | 保険料額 | 割引額 | 保険料額 | 割引額 | 保険料額 | 割引額 |
| 毎月納付 | 16,410円 | — | 98,460円 | — | 196,920円 | — |
| 現金納付(前納) | — | — | 97,660円 | 800円 | 193,420円 | 3,500円 |
| 口座振替(前納) | 16,360円 | 50円 (早割) | 97,340円 | 1,120円 | 192,790円 | 4,130円 |

※「割引額」は「毎月納付」（通常納付）した場合との差額を示しています。

●問い合わせ先 住民課戸籍年金係 TEL 34-2111

ようこそ北竜へ

この春から北竜町で

働く事になった方々をご紹介します。



碧水駐在所 所長
いとう あつし
伊藤 敦さん



北空知信用金庫北竜支店
おかだ たかもり
支店長 岡田 孝盛さん



J A きたそらち北竜支所
たけだ ゆうじ
資材課長 武田 裕二さん



J A きたそらち北竜支所
かわもと ともひろ
営農課長 川本 知弘さん



J A きたそらち北竜支所
金融共済課 まつい しゅうじ
課長補佐 松井 修司さん



J A きたそらち北竜支所
金融共済課 きたじま あみ
書記 北島 亜美さん



J A きたそらち北竜支所
やまだ まさのり
営農課書記 山田 雅典さん



J A きたそらち北竜支所
北竜給油 まつもと せいご
所長 松本 成悟さん



J A きたそらち北竜支所
なかむら ひろみち
北竜給油所 中村 寛陸さん



真竜小学校
おおわき あきこ
大脇 明子 教頭



真竜小学校
たかはし こういち
高橋 浩一 教諭



真竜小学校
つちだ ひろはる
土田 幹晴 教諭



真竜小学校
いちむら かこ
市村 佳子 養護教諭



真竜小学校
いのうえ しんたろう
井上 心太郎 臨時教諭



真竜小学校
ささき つばさ
佐々木 翼 臨時教諭



北竜中学校
ささき あつし
佐々木 篤 教頭



北竜中学校
にしもり あつこ
西森 温子 教諭



北竜中学校
たなか みな
田中 美奈 教諭



北竜町役場 教育委員会
きし なおき
岸 直樹 さん



北竜町役場 出納室
あさの しょうこ
浅野 晶子 さん



北竜町役場 総務課
みやざき よしき
宮崎 芳希 さん



集落支援員
さくらば けんいち
櫻庭 賢一 さん



永楽園 介護員
はたけやま けいすけ
畠山 佳大 さん



サンフラワーパーク北竜温泉
くじ えりこ
久慈 栄里子 さん



サンフラワーパーク北竜温泉
くぼた ななか
窪田 菜花 さん

北竜町の文化サークルをご紹介します

第一回 永 久に煌めく

サークル名 「道」俳句会北竜支部

代表者：山本玲子さん

■昭和41年設立

■会員数 男性4名・女性5名：計9名



●活動の内容

毎月一回の例会・「道」吟行会・「道」全国大会・「道」三支部句会・空知管内郷土芸術祭俳句大会・町民文化祭など

●代表者から一言

毎月1回公民館講堂にて午後1：30から4時頃まで皆で楽しく勉強しております。また6月には「道」吟行会に参加の予定です（俳句大句、句集出版祝賀会など）。

俳句は頭の体操に良いと思います。小学生でも老後からでも出来る俳句づくり、皆さんもやってみませんか？ 参加をお待ちしております！

※本コーナーでは、町内において様々な分野で意欲的に活動されている方や団体に焦点をあてて掲載していきます。令和元年度は「生きがい」を感じ「煌めきながら」意欲的に活動されている文化サークル団体をご紹介します。



北竜土地改良区

本年度予算を通常総会で可決
予算総額 641,688千円
10アール当賦課金 8,100円



北竜土地改良区
理事長 近江 博信

日頃、組合員の皆様には、土地改良区の運営、維持管理、事業推進にあたり特段の御理解と御支援を頂いておりますことに心より厚く御礼申し上げます。

本年も本町の経済を支える農業経営の安定と生産基盤の確立に役職員一丸となり、円滑かつ計画的な事業推進と適正なる施設の維持管理、区の健全な運営に取り組んで参りたいと考えておりますので、組合員の皆様並びに各関係機関団体の皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

今年2月中旬よりの好天により融雪も一気に進み、山の積雪に頼っている地域として夏の用水の確保が非常に心配をしております。交代水も予想されず。特段なる組合員皆様の御協力をお願い致します。さらに3月下旬には連日による降雪により、春作業遅れ気味であります。夏は好天に恵まれ昨年の分もしっかりと力バ―出来る豊穣の秋を迎えたいと思っております。

本年度の国の農業農村整備予算は平成30年度補正予算と平成31年度当初予算と合わせて6,451億円が計上され、「戦う土地改良」を合言葉に全国的な要請運動の成果が出たものと思えます。こうした状況の中、本年度の道営事業予算は北竜土地改良区全体として約18億円の予算配分を受けたところであります。経営体北竜北、北竜北西、渭の津地区にあつては最終年度を迎えます。北竜南2地区の継続施工、さらに本年度より北竜南1地区の施工が始まります。工事施工、事業推進に当たり期成会、関係組合員のご協力を宜しくお願い致します。

国においては、昨年の土地改良法改正により、土地改良区の組合員資格の在り方や事務の効率化などの体制強化に向けて、土地改良制度の見直しを今年4月より段階的に行うこととなっております。本道の土地改良区の実態を踏まえた改正となるよう期待するところでもあります。計画的な土地改良事業の推進と事業の早期完了には何といたしても予算の確保が重要であります。平成32年度予算獲得と合わせ、上部関係団体と一体となり、要請活動を行い、よい成果を上げられる様、努力して参りたいと思えます。

職員の採用について

■ 余湖 喬 (18歳)

■ 管理課 (管理係)

■ 北海道岩見沢農業高等学校

平成31年4月1日付けで採用され管理課に配属となりました。

一日も早く仕事を覚え組合員並びに役職員の皆様に信頼されるよう一生懸命努力し、頑張つて参りますので宜しくお願い致します。



平成30年度通常総会で収入支出予算などを可決

本年度の通常総会が去る3月19日公民館大ホールにおいて開催され、議長に松田 力氏、議事録記名人に中村尚一氏、永井 稔氏をそれぞれ選任して別掲のとおり全議案が可決されました。

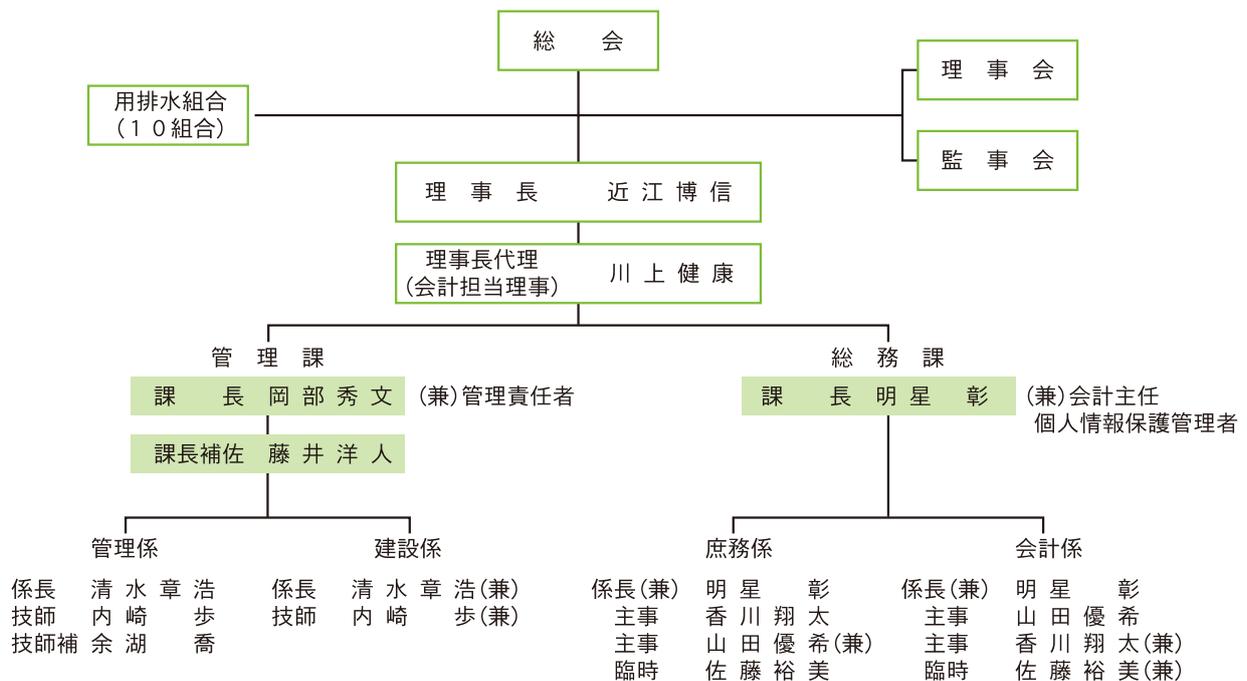
| 議案 | 件名 | 内容 | 結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------------------------------|---|---------------|---------------------|-----------|---------------|-----|----|----------------------|------|----|----|---------------------|----|----|----|-------|-----|----|--------------------|---|--------|-----|----|----|----|-------|-----|----|----------------------|------|--------|-----|----|----|----|-------|-----|----|--------------------------|-------|--------|-----|----|----|----|-------|-----|----|---------------------|------|--------|-----|----|----|----|-------|-----|----|--------------------------|-------|-------|-----|----|----|----|-------|-----|----|---------------------|------|-------|-----|----|---|
| 第1号 | 北竜土地改良区 定款の一部変更について | 定款の関係条文を一部変更するもの。 | 原案可決 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2号 | 北竜土地改良区 会計細則の一部変更について | 会計細則の関係条文を一部変更するもの。 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3号 | 北竜土地改良区 管理規程の一部変更について | 管理規程の関係条文を一部変更するもの。 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4号 | 平成30年度会計 収入支出第2回補正 予算について | 既定補正予算額より1,595千円を減額し、第2回補正予算額を628,629千円とするもの。 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5号 | 平成31年度 事業計画について | 平成31年度の事業計画を説明するもの。 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6号 | 土地改良財産の処分 並びに交換について | <p>1. 土地改良施設財産を普通財産に用途廃止し処分する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>現況地目</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>単位 (㎡当り/円)</th> <th>譲渡先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字 三谷286番地の内</td> <td>用悪水路</td> <td>43</td> <td>58</td> <td>農事組合法人 みずほファーマーズ</td> <td>有償</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 培本社古作線用水移設補償工事に伴い、 次の土地改良財産を普通財産に用途廃止し交換する。</p> <p>① ◇譲受</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地目</th> <th>面積(㎡)</th> <th>譲受先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字 和63番地17</td> <td>田</td> <td>320.34</td> <td>北竜町</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇譲渡</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地目</th> <th>面積(㎡)</th> <th>譲渡先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字 和164番地1の内</td> <td>用悪水路</td> <td>270.08</td> <td>北竜町</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ◇譲受</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地目</th> <th>面積(㎡)</th> <th>譲受先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字 和108番地13の内他6筆</td> <td>公衆用道路</td> <td>892.37</td> <td>北竜町</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇譲渡</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地目</th> <th>面積(㎡)</th> <th>譲渡先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字 和167番地10</td> <td>用悪水路</td> <td>481.37</td> <td>北竜町</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ ◇譲受</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地目</th> <th>面積(㎡)</th> <th>譲受先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字 和108番地14の内他1筆</td> <td>公衆用道路</td> <td>46.74</td> <td>北竜町</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇譲渡</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地目</th> <th>面積(㎡)</th> <th>譲渡先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字 和167番地11</td> <td>用悪水路</td> <td>24.79</td> <td>北竜町</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table> | 所在 | 現況地目 | 面積 (㎡) | 単位 (㎡当り/円) | 譲渡先 | 摘要 | 雨竜郡北竜町字 三谷286番地の内 | 用悪水路 | 43 | 58 | 農事組合法人 みずほファーマーズ | 有償 | 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲受先 | 摘要 | 雨竜郡北竜町字 和63番地17 | 田 | 320.34 | 北竜町 | 無償 | 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲渡先 | 摘要 | 雨竜郡北竜町字 和164番地1の内 | 用悪水路 | 270.08 | 北竜町 | 無償 | 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲受先 | 摘要 | 雨竜郡北竜町字 和108番地13の内他6筆 | 公衆用道路 | 892.37 | 北竜町 | 無償 | 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲渡先 | 摘要 | 雨竜郡北竜町字 和167番地10 | 用悪水路 | 481.37 | 北竜町 | 無償 | 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲受先 | 摘要 | 雨竜郡北竜町字 和108番地14の内他1筆 | 公衆用道路 | 46.74 | 北竜町 | 無償 | 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲渡先 | 摘要 | 雨竜郡北竜町字 和167番地11 | 用悪水路 | 24.79 | 北竜町 | 無償 | 同 |
| 所在 | 現況地目 | 面積 (㎡) | 単位 (㎡当り/円) | 譲渡先 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜郡北竜町字 三谷286番地の内 | 用悪水路 | 43 | 58 | 農事組合法人 みずほファーマーズ | 有償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲受先 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜郡北竜町字 和63番地17 | 田 | 320.34 | 北竜町 | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲渡先 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜郡北竜町字 和164番地1の内 | 用悪水路 | 270.08 | 北竜町 | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲受先 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜郡北竜町字 和108番地13の内他6筆 | 公衆用道路 | 892.37 | 北竜町 | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲渡先 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜郡北竜町字 和167番地10 | 用悪水路 | 481.37 | 北竜町 | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲受先 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜郡北竜町字 和108番地14の内他1筆 | 公衆用道路 | 46.74 | 北竜町 | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在 | 地目 | 面積(㎡) | 譲渡先 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜郡北竜町字 和167番地11 | 用悪水路 | 24.79 | 北竜町 | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 議案 | 件名 | 内容 | 結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--------------------------------------|---|----------|--------------------------------------|---------------------|---------------------|------------|----------------------|-----------------|-----------|------------------------------|----|----|----|---------------------|-----|----|-------------------|------|--------|-----|----|----|----|---------------------|-----|----|----------------------|---|--------|-----|----|----|----|---------------------|-----|----|---------------------|------|--------|-----|----|---|
| 第6号 | 土地改良財産の処分並びに交換について | <p>④ ◇譲受</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地目</th> <th>面積(m²)</th> <th>譲受先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字和107番地25の内他1筆</td> <td>田</td> <td>225.53</td> <td>北竜町</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇譲渡</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地目</th> <th>面積(m²)</th> <th>譲渡先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字和167番地12の内</td> <td>用悪水路</td> <td>151.36</td> <td>北竜町</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ ◇譲受</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地目</th> <th>面積(m²)</th> <th>譲受先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字和100番地17の内他1筆</td> <td>田</td> <td>433.78</td> <td>北竜町</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇譲渡</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地目</th> <th>面積(m²)</th> <th>譲渡先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字和178番地4の内他1筆</td> <td>用悪水路</td> <td>352.79</td> <td>北竜町</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table> | 所在 | 地目 | 面積(m ²) | 譲受先 | 摘要 | 雨竜郡北竜町字和107番地25の内他1筆 | 田 | 225.53 | 北竜町 | 無償 | 所在 | 地目 | 面積(m ²) | 譲渡先 | 摘要 | 雨竜郡北竜町字和167番地12の内 | 用悪水路 | 151.36 | 北竜町 | 無償 | 所在 | 地目 | 面積(m ²) | 譲受先 | 摘要 | 雨竜郡北竜町字和100番地17の内他1筆 | 田 | 433.78 | 北竜町 | 無償 | 所在 | 地目 | 面積(m ²) | 譲渡先 | 摘要 | 雨竜郡北竜町字和178番地4の内他1筆 | 用悪水路 | 352.79 | 北竜町 | 無償 | 同 |
| 所在 | 地目 | 面積(m ²) | 譲受先 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜郡北竜町字和107番地25の内他1筆 | 田 | 225.53 | 北竜町 | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在 | 地目 | 面積(m ²) | 譲渡先 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜郡北竜町字和167番地12の内 | 用悪水路 | 151.36 | 北竜町 | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在 | 地目 | 面積(m ²) | 譲受先 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜郡北竜町字和100番地17の内他1筆 | 田 | 433.78 | 北竜町 | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在 | 地目 | 面積(m ²) | 譲渡先 | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜郡北竜町字和178番地4の内他1筆 | 用悪水路 | 352.79 | 北竜町 | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7号 | 平成31年度農林漁業資金借入について | 土地改良事業費の一部を日本政策金融公庫より借入するもの。 本年度借入額 228,375千円 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8号 | 平成31年度土地改良負担金償還平準化資金の借入について | 土地改良負担金償還平準化資金を借入するもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>借入額</th> <th>利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜川中央北竜</td> <td>64,350,000</td> <td>無利子</td> </tr> </tbody> </table> | 地区名 | 借入額 | 利率 | 雨竜川中央北竜 | 64,350,000 | 無利子 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区名 | 借入額 | 利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨竜川中央北竜 | 64,350,000 | 無利子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9号 | 中心経営体農地集積促進事業(通年施行)の実施について | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>事業名(地区名)</td> <td>道営土地改良事業 (北竜北、北竜北西、渭の津、北竜南2、北竜南1)</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>道営事業費の55%</td> </tr> </tbody> </table> | 事業名(地区名) | 道営土地改良事業 (北竜北、北竜北西、渭の津、北竜南2、北竜南1) | 補助率 | 道営事業費の55% | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業名(地区名) | 道営土地改良事業 (北竜北、北竜北西、渭の津、北竜南2、北竜南1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率 | 道営事業費の55% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10号 | 平成31年度積立金の会計繰入について | <table border="1"> <thead> <tr> <th>積立金の種類</th> <th>金額</th> <th>付記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心経営体農地集積促進事業積立金繰入金</td> <td>651,000</td> <td>事業費充当の為</td> </tr> <tr> <td>道営負担金償還準備積立金繰入金</td> <td>7,000,000</td> <td>水利施設整備事業(恵岱別、道営美葉牛、和)事業費充当の為</td> </tr> </tbody> </table> | 積立金の種類 | 金額 | 付記 | 中心経営体農地集積促進事業積立金繰入金 | 651,000 | 事業費充当の為 | 道営負担金償還準備積立金繰入金 | 7,000,000 | 水利施設整備事業(恵岱別、道営美葉牛、和)事業費充当の為 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 積立金の種類 | 金額 | 付記 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中心経営体農地集積促進事業積立金繰入金 | 651,000 | 事業費充当の為 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道営負担金償還準備積立金繰入金 | 7,000,000 | 水利施設整備事業(恵岱別、道営美葉牛、和)事業費充当の為 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第11号 | 平成31年度賦課金の徴収率及び徴収額並びに時期方法について | <p>賦課基準日 5月1日</p> <p>◇経常賦課金</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理 10a当り 甲地区 8,100円 A地区 850円 維持管理(北竜北地区、北竜北西地区、北竜南2地区、北竜南1地区) (中心経営体農地集積促進事業) 10a当り 甲地区 27,450円 北竜北地区、北竜北西地区、北竜南2地区 61,000円(45%) ※2期分で徴収 <p>徴収率 第一期 30% 第二期 70%</p> <p>徴収時期 第一期 納入通知 6月15日 第二期 納入通知 6月15日 第一期 納入通知 7月31日 第二期 納入通知 11月15日</p> <p>徴収方法 組勘、普通預金、現金にて徴収する。</p> <p>◇特別賦課金 地区ごとに事業費割、地積割で賦課する。 徴収時期 納入通知 6月15日 納入期限 11月15日 徴収方法 組勘、普通預金、現金にて徴収する。</p> | 原案可決 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 議案 | 件名 | 内容 | 結果 |
|------|-------------------------------------|--|----|
| 第12号 | 平成31年度 加入金の徴収について | 10a当り 20,000円 徴収期日 納入通知書に記載された期日とする。 | 同 |
| 第13号 | 平成31年度 決済金の徴収について | 10a当り 甲地区 97,730円 A地区 850円 徴収期日 納入通知書に記載された期日とする。 | 同 |
| 第14号 | 平成31年度 役員報酬の決定について | 平成31年度 役員報酬の決定をするもの。 | 同 |
| 第15号 | 平成31年度 一時借入金 借入先 最高限度額の決定について | 運営並びに事業経理資金として、一時借入金、借入先、最高限度額を決定するもの。 きたそらち農業協同組合北竜支所 外2金融機関 最高限度額 80,000千円 | 同 |
| 第16号 | 平成31年度会計 収入支出予算について | 平成30年度の会計予算額を641,688千円とするもの。 | 同 |

北竜土地改良区機構図

平成31年4月1日現在



道営土地改良事業について

道営農地整備事業 経営体育成型(継続地区)

| 地区名 | 工期 | 平成31年度事業費 | 事業費総額 |
|------|------------|-----------|-------------|
| 北竜北 | 平成23～令和元年度 | 260,000千円 | 3,464,000千円 |
| 北竜北西 | 平成24～令和元年度 | 393,000千円 | 2,255,000千円 |
| 渭の津 | 平成24～令和元年度 | 210,000千円 | 1,431,000千円 |
| 北竜南2 | 平成27～令和5年度 | 552,000千円 | 3,144,000千円 |
| 北竜南1 | 平成30～令和8年度 | 412,000千円 | 3,570,000千円 |

平成31年度 財源調書

| 科目 | 予算額 | 比率 | 農林漁業資金 | 一般賦課金 | 10a当 | 特別賦課金 | その他 | | |
|-----|---------------|-------------|-------------|-------------|----------------|------------|-------------|-------------------------------|----------------------------|
| 運営費 | 一般管理費 | 72,524,000 | 11.3% | | 72,324,000 | 2,833 | | 200,000 | 雇用保険他 |
| | 営造物管理費 | 44,857,000 | 7.0% | | 44,357,000 | 1,738 | | 500,000 | 排水町負担分 |
| | 選挙費 | 1,000 | | | 1,000 | 0 | | | |
| | 諸税及負担金 | 22,184,000 | 3.4% | | 9,087,000 | 356 | | 13,097,000 | 町負担分 |
| | 繰出金 | 37,042,000 | 5.7% | | 35,288,000 | 1,382 | | 400,000 651,000 703,000 | 利子収入 中心経営体繰入 職員貸付金収入 |
| | 諸支出金 | 1,501,000 | 0.2% | | 1,501,000 | 59 | | | |
| | 事業推進費 | 50,000 | 0.1% | | 50,000 | 2 | | | |
| | 小計 | 178,159,000 | 27.7% | | 162,608,000 | 6,370 | | 14,197,000 | |
| 事業費 | 適正化事業費 | 2,000 | 0.1% | | 2,000 | 0 | | | |
| | 調査設計費 | 1,300,000 | 0.2% | | 1,300,000 | 51 | | | |
| | 基幹水利施設管理事業費 | 6,045,000 | 0.9% | | | | | 6,045,000 | 受託金 |
| | 災害復旧事業費 | 1,000 | | | 1,000 | | | | |
| | 補償工事費 | 1,000 | | | 1,000 | | | | |
| | 小規模土地改良事業費 | 1,000 | | | 1,000 | | | | |
| | 土地利用調整推進事業費 | 500,000 | 0.1% | | 225,000 | 9 | | 275,000 | 補助金 |
| | 中心経営体農地集積促進事業 | 28,479,000 | 4.4% | | 12,816,000 | 502 | | 15,663,000 | 補助金他 |
| | 非補助事業費 | 1,000 | | | 1,000 | | | | |
| | 調査設計等受託費 | 1,800,000 | 0.3% | | | | | 1,800,000 | 受託金 |
| | 国営造成管理受託事業費 | 714,000 | 0.1% | | △ 7,578,000 | △ 297 | | 8,292,000 | 補助金他 |
| | 国営造成施設管理工事費 | 1,000 | | | 1,000 | | | | |
| | 農業水利施設保全事業 | 1,000 | | | 1,000 | | | | |
| | 管理省力化施設整備事業 | 1,000 | | | 1,000 | | | | |
| | 道営事業分担金 | 228,375,000 | 35.6% | 228,375,000 | | | | | |
| | 償還金 | 111,250,000 | 17.3% | | 68,811,000 | 2,696 | 11,398,000 | 31,041,000 | 平準化・担い手支援 |
| | 償還平準化資金元金 | 36,510,000 | 5.7% | | | | | 36,510,000 | 平準化借入金 |
| | 繰上償還金 | 13,640,000 | 2.1% | | | | | 5,000,000 1,540,000 | 任意繰上償還金 経営安定緊急支援 |
| | 水田畑作支援資金償還金 | 20,067,000 | 3.2% | | 14,307,000 | 560 | 5,760,000 | | |
| | 予備費 | 14,840,000 | 2.3% | | 14,840,000 | 581 | | | |
| 小計 | 463,529,000 | 72.3% | 228,375,000 | 104,730,000 | 4,102 | 17,158,000 | 106,166,000 | | |
| 合計 | 641,688,000 | 100.0% | 228,375,000 | 267,338,000 | 10,472 | 17,158,000 | 121,717,000 | | |

| 科目 | 予算額 | 10a当 | 附記 |
|--------|-------------|---------|------------|
| 経常賦課金 | 217,975,000 | 8,539 | 促進費分含 |
| 使用料 | 841,000 | } 1,933 | 49,363,000 |
| 助成金 | 377,000 | | |
| 前年度繰越金 | 48,000,000 | | |
| 諸収入外 | 145,000 | | |
| 合計 | 267,338,000 | 10,472 | |

土地改良法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加し、土地改良施設の維持管理や更新等が適切に行えなくなるおそれ。耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していくことが必要。
- 組合員数や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要。

法律案の概要

1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

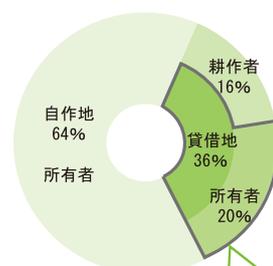
- 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）（第3条第2項）
- 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手续簡素化（第43条第3項）
- 貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに**准組合員（※1）**の資格を付与（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条第2項）

※1 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。

- 理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員（第18条第5項）
- 利水調整規程を策定し、利水調整をルール化（第30条第1項第2号及び第57条の3の2）
- 地域住民を構成員とする団体に**施設管理准組合員（※2）**の資格を付与（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条の2）

※2 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、土地改良施設の管理への協力を求める事が可能。

【自作地・貸借地と組合員の構成】



貸借地の半数超では所有者が組合員

農家と土地持ち非農家の戸数比

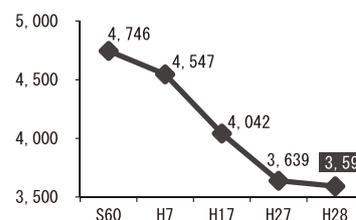
【（農家：土地持ち非農家）】

9:1（昭和60年） → 6:4（平成27年）

2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

- 総代会制度の見直し（第23条）
 - ・ 総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ
 - ・ 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
 - ・ 総代の書面・代理人による議決権行使を導入
- 土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大（第77条）
- 決算関係書類として、収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備（第29条の2）
- 監事のうち1人以上は原則として員外監事（第18条第6項）

（千人）



【組合員数の推移】



届け出をお願いします！

| 組合員の資格に変更があった場合 | 農地を転用する場合 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・組合員の死亡により、農地を相続した場合 ・住所や組合員名を変更する場合 ・農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合 ・農業者年金を受けるため経営移譲した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地を宅地等の農地以外に転用する場合 ・農地が道路等の公共工事で買収された場合 |
| <p>農業委員会、農協、役場で手続きを行っても、 土地改良区に届け出がなければ台帳等の修正は行われませんのでご注意ください。 各種届出様式は土地改良区で準備しておりますので印鑑等をご持参の上、手続きをお願いします。</p> | |

農地を転用する場合、決済金がかかります

- 農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地改良区の土地台帳から賦課面積を削除できませんので、毎年そのまま賦課金がかかります。
- 水田を宅地等に変更する場合、本土地改良区の意見書が必要ですが、交付されるまで現地調査等の事務手続きに一週間前後の日数を頂きますので余裕を持って申請してください。
- 公共道路の転用申請の場合、事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、転用申請、転用決済金等の問題も十分協議し、必ず土地改良区へ申請するようにお願いします。

子供たちを水難事故から守ろう！

今年も通水時期に入り、用排水路に一齐に水が入り満水状態になります。当区としても事故防止に万全を期し、色々な啓蒙活動を展開しておりますが、町民の皆様の御協力や注意が無ければ事故を防ぐことが出来ません。そこで保護者の皆様をお願いします。ダム、頭首工、用排水路などの危険な場所には子供さん達を絶対に近づけない様、事故防止啓発方宜しくをお願いします。

水路等にごみを捨てないで！

用水路等にビニール、汚物等「ゴミ」を投げ込まれますと、通水に支障をきたすだけでなく下流の方に大変迷惑をかけると共にサイフォンの呑口でスクリーンに集中しますと、水路があふれ農作物被害、あるいは崩壊による災害の恐れもございますので、絶対に投げ込まないよう御協力宜しくをお願いします。



後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 制度の見直しについて～

■ 均等割の軽減割合が見直しされました

- 保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 |
|--|------|
| 33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下 | 9割軽減 |

【令和元年度（2019年度）】

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 |
|--|-------------|
| 33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下 | 8割軽減 |

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 |
|------------------------|------|
| 33万円＋（27万5千円×世帯の被保険者数） | 5割軽減 |
| 33万円＋（50万円×世帯の被保険者数） | 2割軽減 |

【令和元年度（2019年度）から】

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 |
|-------------------------------|------|
| 33万円＋（ 28万円 ×世帯の被保険者数） | 5割軽減 |
| 33万円＋（ 51万円 ×世帯の被保険者数） | 2割軽減 |

■ 被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減措置期間が見直しされました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

| 区 分 | 所得割 | 均等割 |
|----------------|--------|------|
| 被用者保険の被扶養者だった方 | かかりません | 5割軽減 |

【令和元年度（2019年度）から】

| 区 分 | 所得割 | 均等割 |
|----------------|--------|--------------------------------------|
| 被用者保険の被扶養者だった方 | かかりません | 制度加入から2年を経過する月までの期間のみ 5割軽減 |

▼ 所得の状況により、均等割の軽減割合が8.5割、または8割に該当することがあります。

◆ 令和元年度（2019年度）の保険料の計算方法

- 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

| | | | | |
|--------------------------------------|---|---|---|---|
| 均 等 割 【1人当たりの額】 50,205円 | + | 所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 <small>（平成30年（2018年）中の所得－33万円）×10.59%</small> | = | 1年間の保険料 【限度額62万円】 <small>（100円未満切り捨て）</small> |
|--------------------------------------|---|---|---|---|

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

- 【問い合わせ先】 ●北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
TEL011-290-5601
- 北竜町役場住民課国保医療係 TEL0164-34-2111

診療所 だよ



No. 249
診療所長 浦本幸彦

でん 伝 達

最近、診察室で患者さんとお話する上で再認識した事があります。

それは患者さんの訴えをなるべく正確に受け取る事が大切だという事です。

ん？何言ってるんだ。当たり前だべ、そんな事。

そうです、ごく普通の事なんです。ですがこれが意外に難しいんです。

何が難しいかと言いますとなるべく詳しく話してほしい事と、患者さんの言葉と僕が理解しているその言葉の意味が合っているかという事です。なんだ？その説明の方が難しいぞ。じゃ例えますと「胸がこわい」と訴えたとしても、毎度言いますが「こわい」は北海道弁で「疲れた」や「倦怠感」「異常である」の意味と取っています。胸が異常であるでは何のことかわかりません。どう異常であるかを教えてほしいのです。

また患者さんは医療の専門家ではありませんから病気の症状を表す言葉をたくさん知っているわけではありません。

僕が農作業の際に使用する薬剤を「農薬」のひとつの言葉しか知らないのと同じです。

殺菌剤、防黴剤、殺虫剤、除草剤、殺鼠剤、植物成長調整剤。調べたので書けますが現実には使い分けはできません。

「胸がこわい」という患者さんでは脈が乱れている、所謂不整脈による胸部の違和感（動悸）を感じている場合が多い印象です。また悪い姿勢（猫背）による胸骨付近の痛みを自覚する場合があります。もちろん胸の痛みの場合には心筋梗塞や狭心症などの緊急を要する病気の場合もあります。が、なかなか本物の病気に出席う機会はそう多くありません。（良い事なんですけどね）

そうそう僕が脳梗塞を起こしたとき典型的なひどい脳梗塞ではなかったので起こった当初は診断に迷いがありました。手足も動いて麻痺はありませんでした。しかし大事な事は今までに経験した事がないひどい症状だったこと、時間的経過を見ても改善傾向になかったことで自分で脳

梗塞と診断し病院を受診しました。

患者さんに自己診断はあまりお薦めしませんが、心配な症状なら怖がったり驚いたりするだけでなく自分を正確に観察することをお勧めします。

いつから始まったのか？「だいぶ前」じゃ通用しません。そんな時の僕の質問は「江戸時代？」です。

どんな症状なのか？痛みなのか？違和感なのか？なるべく自分の言葉で言ってみて下さい。言いにくいはずですが、あまり経験したことない症状でしようから。一生懸命に伝えてください。

ですが怖がって話を大きく膨らませないでください。気持ちにはわかりますが少しの痛みでも重大な疾患がありますしその逆もあります。不正確な表現は正確な診断から遠のいていきます。

病院に来るほどの症状です。あなたも私も心配です。ならば尚更正確な情報を伝えてあげてください。正しい診断と治療のために。

北竜町立診療所

午後休診日のお知らせ

5月8日(水)は、午後3時より浦本先生が深川市において介護認定審査会に出席のため、午後より休診となります。午前中は診察を行っています。

生きがいセミナー「カラオケ教室」の実施

2月21日・3月1日・7日の3日間、にちおん歌謡学院（岩見沢市）よりの河岸利喜雄氏を講師にお迎えし、全6曲の課題曲についてご指導いただきました。

参加者は、初めて挑戦する課題曲に果敢にチャレンジし、新たに歌える楽曲の幅を増やすなど、とても充実した教室となりました。



北空知シニアリーダー研修会 及びリーダー育成講習会の実施

3月27日～29日にネイバル深川において、北空知の小中学生を対象にシニアリーダー研修会及びリーダー育成講習会が開催されました。

北竜町からは、12名（小学生6名・中学生6名）が参加し、様々なプログラムを通して、北空知の子ども達との交流を深めました。



ひまわり大学卒業式・謝恩会の実施

3月14日、ひまわり大学卒業式並びに謝恩会が行われました。

今年度は、65名の学生が入学され、うち各講座の半数以上に出席した51名が卒業となり、11名が皆勤賞を受賞しました。

謝恩会では、大正琴クラブやカラオケクラブによる発表と、その音楽に合わせたダンスの披露など、会場は大いに盛り上がりました。



生涯学習カレンダー

| 月日 | 行事名 | 場所 | 時間 |
|---------|-------------------------------|-------------------------|--------|
| 5/3(金) | 北竜町パークゴルフ協会 会長杯大会 | ひまわりPG場 | 8:15～ |
| 5/10(金) | 真竜小学校遠足 | 町内 | 9:00～ |
| 5/11(土) | フットパス(春) | | 8:30～ |
| 5/12(日) | 北竜町NPOひまわり パークゴルフ大会 | ひまわりPG場 | 8:15～ |
| 5/16(木) | ひまわり大学入学式 | 公民館 | 10:00～ |
| 5/17(金) | 北竜町開拓記念式 並びに功労者表彰式 | 開拓記念碑前・ 老人福祉 センター | 9:30～ |
| | アスリート塾 | 陸上教室 | 9:30～ |
| 5/19(日) | サンフラワーパーク北竜温泉 パークゴルフ杯大会 | ひまわりPG場 | 8:30～ |
| 5/24(金) | 和保育所 春の遠足 | 和公園 | 10:00～ |
| 5/25(土) | 子どもと高齢者のふれあい 事業[開講式・農園種まき] | ふれあい農園 | 9:30～ |
| 5/26(日) | 北竜町長杯パークゴルフ大会 | ひまわりPG場 | 8:15～ |
| 5/31(金) | 北竜中学校校内陸上記録会 | 北中グラウンド | 8:40～ |

図書館から新刊のお知らせ

- ・祈りのカルテ 知念 実希人
- ・永遠のおでかけ 益田 ミリ
- ・雲上雲下 朝井 まかて

他多数の図書が入りましたのでお知らせします。

公民館・改善センター 図書館・郷土資料館の休館日

5月6・13・20・27日/6月3日(毎週月曜日)

図書館・郷土資料館の開館時間

火～土曜日 9:00～18:00 日曜日 9:00～17:00

ぼくたちわたしたち 将来の夢

和保育所のひまわり組の11名に将来の夢をインタビュー



たけばやし めい
竹林 愛依 ちゃん
アイドル



さかまき
坂巻 ひまり ちゃん
アイドル



しまばやし ひろと
嶋林 広斗 くん
偉い学者さん
(骨の研究をする)



かわもと
川本 あきな ちゃん
奥さん



なかのわたり しおん
中野渡 鐘音 ちゃん
ラーメン屋さん



あさの ここね
浅野 心寧 ちゃん
歯医者



かわた とおり
川田 翔李 くん
仮面ライダー
エグゼイド



たむら さえ
田村 紗英 ちゃん
アイドル



よしだ りっか
吉田 六花 ちゃん
ケーキ屋さん



ふじた りの
藤田 梨乃 ちゃん
アイドル



ふじた ゆの
藤田 悠乃 ちゃん
アイドル